

広報あつま

2020年 6月号
令和2年

もくじ
CONTENTS

- 2 ひとつのうごき
- 3-7 新型コロナウイルス感染症の対策情報
- 8-9 厚真町長選挙・厚真町議会議員再選挙
- 10-11 お知らせ
- 12 胆振東部地震復旧・復興通信
- 13 災害復旧工事
住まいの再建相談会
- 14-15 国民年金
- 16 まちの話題
- 17 防災のページ
- 18 地域おこし企業人
ALT (外国語指導助手) 紹介
厚南中学校スクールサポートスタッフ募集
- 19 厚高インフォメーション
短歌/まちのアイドル
町観光協会ショッピングサイト
- 20 保健の掲示板
- 21 子育て支援センター
- 22 健康情報
- 23 安平・厚真行政事務組合
- 24 法務局メモ
あつま災害エフエム
こぶしの湯あつま
- 25 情報ひろば
- 26 ATSUMA LOVERS

今月の表紙 COVER



世界中を巻き込んだ新型コロナウイルスの感染症。前代未聞の自粛要請で、日常生活や社会活動に大きな影響を与えています。
町の公式キャラクター「あつまるくん」もマスクを着用し、手洗いや消毒の励行を呼び掛けています。

ひとつのうごき

令和2年5月31日現在 ()内は前月比

人口 4,462人 (+11)
男 2,234人 女 2,228人

世帯数 2,113世帯 (+7)

5月1日～5月31日届出分

※窓口などで、広報紙への掲載について確認できた方を掲載しています。

新型コロナウイルス感染症の対策

新たな生活様式の実践へ

新型コロナウイルス感染症のまん延は、日常生活を大きく変えました。5月25日に宣言が解除されるまで、「密接」「密集」「密閉」を回避するための不要不急の外出、公共施設や飲食店などの営業の自粛が要請され、社会活動は大きく停滞。特別定額給付金などの支援策が打ち出されました。

感染症対策は、新たな段階に入りました。引き続き外出時のマスク着用や3密の回避、テレワークなど働き方を工夫する「新しい生活様式」の励行が提唱されています。これまでの町の動きや対応策、各種支援情報を紹介します。

新型コロナウイルス感染症に対する町の動き

① 国の動き ② 北海道の動き

3月	2月	4月	5月
23日(月) ・子育て支援センター分散受付	28日(金) ・緊急事態宣言	1日(水) ・スポーツ施設一部再開(入場制限あり) ・子ども園登園自粛対応解除 ・子育て支援センター再開 ・こぶしの湯あつま臨時休館	25日(日) ・緊急事態宣言を解除 ①一部を除き休業要請を解除、マスク着用や3密の回避など、「新北海道スタイル」の取り組みを提唱
19日(木) ・町内小学校卒業式(卒業生、保護者、教員のみ)	27日(木) ・町内小中学校臨時休校 ・放課後児童クラブ閉所 ・子ども園休園と登園自粛対応 ・子育て支援センター閉所(電話相談のみ)	8日(水) ・第1回対策本部会議	15日(金) ・第4回対策本部会議 ・特別定額給付金の申請受付開始
16日(月) ・スポーツ施設臨時休館	26日(水) ・第2回対策本部会議 ・第3回対策本部会議	16日(木) ・緊急事態宣言を全国に拡大(北海道は特定警戒区域に指定) ②緊急事態宣言	14日(木) ・特定警戒都道府県の継続発表
14日(土) ・厚真中学校卒業式(卒業生、保護者、教員のみ)	25日(火) ・町対策本部設置(新型インフルエンザ等対策特別措置法外) ・第1回対策本部会議	17日(金) ・第2回対策本部会議 ・町長が防災行政無線で町民メッセージを放送	8日(金) ・新型コロナウイルス感染症に関する支援ガイド(第1版)発行
13日(金) ・厚南中学校卒業式(卒業生、保護者、教員のみ)	26日(水) ・町内小中学校臨時休校 ・放課後児童クラブ再開(1～3年生)	20日(月) ・各小中学校臨時休校 ・放課後児童クラブ閉所(1～3年生) ・子ども園登園自粛対応 ・子育て支援センター分散受付	4日(月) ・緊急事態宣言を延長(5月31日まで) ・学校や子ども園、公共施設などの対応を継続
12日(木) ・町内小学校分散登校開始	27日(木) ・町内小中学校一部休校継続(春休みまで)	15日(水) ・スポーツ施設再開	1日(金) ・特別定額給付金の申請受付開始
11日(水) ・町内中学校分散登校開始	5日(木) ・町内小中学校一部休校継続(春休みまで)	8日(水) ・スポーツ施設再開	28日(火) ・第3回対策本部会議
6日(金) ・高齢者等を対象にマスク配布(65歳以上15,455人 障害者等16人)	2日(月) ・春休みまで全国小中学校臨時休校要請	7日(火) ・町内小中学校入学式・始業式 ①緊急事態宣言(7都府県対象) ②町対策本部設置(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく) ・放課後児童クラブ再開(全学年)	27日(月) ・町嘱託医が防災行政無線で町民メッセージを放送

特別定額給付金の申請書の確認作業を行う町職員(5月7日撮影)



「広報あつま」はホームページでもご覧いただけます
<http://www.town.atsuma.lg.jp/office/>
 広報あつまの電子書籍はこちらから。
www.hokkaido-books.jp
 Hokkaido e-books
 北海道内のすべてがそろった電子書籍「ポータルサイト」(ホッカイドウイーブックス)
 ホッカイドウイーブックス実行委員会(株式会社 須田製版 内) Tel.011-621-1000(代表)



特別定額給付金の特設窓口(5月7日撮影)

○後期高齢者医療保険料の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入に相当の減少があった場合などにより、保険料の納付が困難な方は、申請により、一定期間の保険料の納付が猶予される場合があります。

◎原則、納付の猶予を受けようとする保険料の納期限前にご相談ください。

◎住民課町民生活グループ ☎26-778-71 (総合ケアセンターゆくり内)

○介護保険料の納付猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入に相当の減少があったとき、保険料の納付が困難な方は、申請により、保険料の納付が一定期間、猶予される場合があります。

◎原則、納付の猶予を受けようとする保険料の納期限前にご相談ください。

◎住民課福祉グループ ☎26-778-2 (総合ケアセンターゆくり内)

○国民年金保険料の免除・納付猶予

失業、事業の休止・廃止等により、国民年金保険料の納付が困難な場合、一定の要件に該当する方は、申請により、国民年金保険料の全部または一部が免除されたり、納付が猶予される場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例措置として、失業や業の廃止に至らないまでも、収入が減少した方で、当年中の所得(見込み)が、従来の免除基準に該当する水準になることが見込まれる場合は、保険料の免除または納付が猶予される場合があります。

◎申請の期限は、毎月の国民年金保険料の納付期限から2年ですが、できるだけ速やかに申請してください。

◎住民課町民生活グループ ☎26-778-71 (総合ケアセンターゆくり内)

○上下水道・浄化槽使用料金の納付猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に上下水道・浄化槽使用料のお支払いが困難となっている方は、支払いの猶予についてご相談をお受けします。

※すでに入金済の場合は、対象となりません。

◎猶予を受けようとする期間より前にご相談ください。

◎建設課上下水道グループ ☎27-2326

町民の皆さま等への支援

○特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、迅速かつ的確に家計へ支援を行うことを目的に、世帯構成員1人につき10万円の特別定額給付金を支給します。

◎7月31日(金)まで

◎住民課福祉グループ ☎26-778-72 (総合ケアセンターゆくり内)

○子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯(0歳~中学生のいる世帯)を支援するため、児童1人につき1万円の臨時特別給付金を支給します。

◎原則、申請不要(公務員を除く)※受け取りを希望しない場合のみ申請が必要

◎住民課子育て支援グループ ☎26-778-72 (総合ケアセンターゆくり内)

○国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合、連続して3日以上仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなった場合、傷病手当を支給します。(上限は1日3万887円)

◎随時(郵送可能)

◎住民課町民生活グループ ☎26-778-71 (総合ケアセンターゆくり内)

○住居確保給付金

住居を失う恐れが生じている方の家賃支払いを支援します。(原則3カ月、最長9カ月の相当額)

◎随時

◎生活就労サポートセンターいぶり ☎0120-0910783

○生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金)の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付が受けられます。(貸付上限額は単身世帯月15万円以内、2人以上世帯月20万円以内)

◎随時

◎町社会福祉協議会 ☎26-77501 (厚真児童会館内)

事業者の皆さま等への支援

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業交付金

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う自粛等により、消費活動が停滞し、特に大きな影響を受けた小規模事業者に対して固定経費にかかる負担の一部を支援します。

◎随時

◎町商工会(申請窓) ☎27-24456 / 産業経済課経済グループ ☎27-2486

○新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度および利子・保証料補助金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた町内の中小企業者・小規模企業者を含む)に対し、融資および利子・保証料の補給を行います。

◎町商工会 ☎27-24456 / 産業経済課経済グループ ☎27-2486 / 苫小牧信用金庫厚真支店 ☎27-2236

○経済対策推進人材確保事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、労働者を休業させる場合の助成金の申請等について、社会保険労務士を紹介します。

◎町商工会 ☎27-24456 / 産業経済課経済グループ ☎27-2486

○厚生労働省雇用調整助成金

経済上の理由で、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を

助成します。

◎北海道労働局ハローワーク苫小牧 ☎0144-3215221

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症の対応として、小学校などが臨時休業した場合などに、その小学校などに通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対して助成します。同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事ができなくなった場合にも支援します。(助成額①有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額で上限月額8330円②委託を受ける個人事業者の場合は1日4100円定額)

◎学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-16013999

○経済産業省持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大で、特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業全般に広く使える給付金を支給します。(給付額は法人200万円、個人事業者など100万円)※ただし昨年1年間の売上からの減少分が上限。

◎令和3年1月15日(金)まで

◎持続化給付金事業コールセンター ☎0120-11151570 (IP電話専用回線03-68331-0613)

○経済産業省セーフティネット保証

経済産業省が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業者を、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰りを支援します。(セーフティネット保証4号は一般枠と別枠で借入債務の100%を保証、セーフティネット保証5号は一般枠とは別枠で借入債務の80%を保証)

◎随時

◎産業経済課経済グループ(認定申請関係) ☎27-2486 / 北海道保証協会苫小牧支店 ☎0144-331751

○経済産業省危機関連保証

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、売上等が減少している中小企業者・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証、セーフティネット保証とは別枠の限度額で融資額を保証します。(保証割合はセーフティネット保証とはさらに別枠で100%を保証)

◎随時

◎産業経済課経済グループ(認定申請関係) ☎27-2486 / 北海道信用保証協会苫小牧支店 ☎0144-331751

○北海道休業協力感染リスク低額支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、休業等の要請にご協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取り組みを行う事業者に、支援金を支給します。

◎7月31日(金)まで※申請は郵送またはオンラインのみ(窓口不可)

◎北海道休業要請専用ダイヤル ☎011-206-0104、☎011-

○北海道 新型コロナウイルス感染症 対応資金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業者等の経営の安定を図るための融資制度を創設し、利子・保証料を国と北海道が負担します。

◎12月31日(木)までに保証申込が完了していることが必要(取扱期間は令和3年1月31日まで)

◎各取扱金融機関／胆振総合振興局商工労働観光課 ☎0143-2419589／産業経済課経済グループ(認定書申請関係) ☎27-2486

○北海道 勤労者福祉資金

道内中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方に医療費、教育費、冠婚葬祭にかかる費用、一般生活費などの資金を融資します。

◎取扱金融機関／北海道経済部地域経済局中小企業課 ☎011-20415346

○日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一時的に業績が悪化した事業者(フリーランスを含む)に、融資・利子補給を行います。

◎随時
◎日本政策金融公庫室蘭支店 ☎0143-4411731／中小企業金融相談窓口 ☎03-3501-1544／町商工会 ☎27-24456

6月1日以降の公共施設の対応状況(6月1日現在)

感染対策を講じた上で、町の公共施設を順次再開しています。(感染状況によって利用条件が変わる場合があります。)

町立小中学校	通常登校
◎生涯学習課 学校教育グループ(青少年センター内) ☎27-2494	

スポーツセンター	通常開館※ (プレイルームは利用不可)
あつまスタードーム	通常開館※
町民パークゴルフ場 (上厚真、本郷いこいの森)	通常開放 (本郷いこいの森は修復工事のため一部利用不可)
◎生涯学習課 社会教育グループ(スポーツセンター内) ☎27-3775	

図書室 (青少年センター、厚南会館)	開館 (受付時に申請書の提出が必要)
青少年センタープラネタリウム	定期投影中止
創作館	開館
各放課後児童クラブ	開所
◎生涯学習課 社会教育グループ(青少年センター内) ☎27-2495	

遺跡調査整理事務所 (一般公開)	開館※
◎生涯学習課 社会教育グループ(軽舞遺跡調査整理事務所内) ☎28-2733	

※印の施設は、当面の間、基本的には東胆振地区1市4町(苫小牧市、厚真町、安平町、むかわ町、白老町)の在住者の利用に限ります。

認定こども園	通常開園
子育て支援センター	通常開所
児童会館	開館(利用計画書の提出が必要)
◎住民課 子育て支援グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7872	

総合ケアセンターゆくり (機能訓練室・プール・レクシンプログラム)	開館(町民のみ)
◎住民課 健康推進グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7871	

総合福祉センター	開館※
◎住民課 福祉グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7872	

厚南会館	開館※
◎上厚真支所 ☎28-2311	

まちなか交流館しゃべーる	通常営業
まちなか交流館しゃべーる ☎29-7022	

交流促進センター こぶしの湯あつま	通常営業※
◎こぶしの湯あつま ☎26-7126	

バーベキューコーナー (新町公園、新町町民広場)	開館※
大沼野営場	通常営業※
◎産業経済課 経済グループ ☎27-2486	

イベント等の中止・延期

第48回あつま田舎まつり	6月20日(土)・21日(日)	中止
◎厚真町田舎まつり運営実行委員会(産業経済課 経済グループ内) ☎27-2486		

厚真産ハスカップフェア	6月27日(土)～7月19日(日)	中止
◎厚真産ハスカップブランド化推進協議会(産業経済課 経済グループ内) ☎27-2486		

厚真産ハスカップフェアin札幌	7月11日(土)～8月10日(月)	延期(時期未定)
◎厚真産ハスカップブランド化推進協議会(産業経済課 経済グループ内) ☎27-2486		



上厚真パークゴルフ場に掲げられた注意看板(5月1日撮影)

新型コロナウイルス感染症に関する

救急業務 についての お知らせとお願い



消防組合は、皆さんが救急要請する場合に、新型コロナウイルスの感染の可能性、病院選定等を判断するため、通報時や救急車の到着時に、次のことをお聞きしています。

- 発熱や咳など、風邪のような症状の有無
- 息苦しさやだるさの有無
- 現在通院している病気について
- 2週間以内の海外渡航歴など

※救急患者や同乗される家族等には、マスクの着用をお願いすることがあります。また、救急隊員は防護服を着て臨場することがありますのでご理解とご協力をお願いします。

【新型コロナウイルス感染症と注意点】

発熱やのどの痛み、咳が長引くことが多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いのが特徴です。飛沫や接触などで感染し、感染しても軽症や治るケースも多いですが、重症化すると肺炎になり、死亡例も確認されています。特に高齢者や糖尿病などの基礎疾患がある方は、重症化しやすい可能性があります。閉鎖した空間や近距離での多人数の会話などには注意が必要です。

【日常生活で気をつけること】

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時など、こまめに石けんやアルコール消毒液で手を洗いましょう。咳などの症状がある方は、咳エチケットを行ってください。

風邪症状があれば外出を控え、やむを得ず外出する場合はマスクの着用をお願いします。特に持病がある方や高齢の方は、人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

胆振東部消防組合消防本部防災課 ☎26-7100

感染が疑われる人が相談・受診をする

新たな目安について

新型コロナウイルスの相談・受診の目安について、厚生労働省は5月8日、新たな目安を公表し、2月以降「37度5分以上の発熱が4日以上」としていた表記を取りやめました。具体的な体温は示さず、息苦しさや高熱など下記の症状があればすぐに相談するよう呼び掛けています。

※厚生労働省は「『高熱』かどうかは自分の平熱を踏まえた上で判断してほしい。症状には個人差があり、強い症状だと思ふ場合はすぐに相談してほしい」としています。

息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱など強い症状のいずれかがある

高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)などの持病がある人、人工透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤使用者、妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある

上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く(解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様)

すゝに相談

①帰国者・接触者相談センター

- 北海道苫小牧保健所
☎0144-34-4168(平日8時50分～17時30分)
- 北海道健康安全局地域保健課
☎011-204-5020(24時間対応)

②かかりつけ医

- ※必ず、受診前に電話でご相談ください。
- ※小児の場合は小児科医の診察が望ましいため、①の相談先または小児医療機関にご相談ください。

※上記の目安については、町民の皆さんが、相談・受診する目安です。これまで通り、ウイルスを高精度で検出するPCR検査の必要性については医師が個別に判断します。

※上記相談先で相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合は、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介されます。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

問い合わせ 住民課 健康推進グループ ☎26-7871

差別や偏見をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方々やご家族、治療にあたった医療関係者の方々などに対する差別、偏見、いじめ、誹謗中傷、また、営業を続ける店舗や他の地域から来た車両に対する嫌がらせ行為などはあってはなりません。

不確かな情報に惑わされて、人権侵害につながることをのまないよう、国や自治体が提供している正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

【人権に関する電話相談窓口】

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)
☎0570-003-110(平日8時30分～17時15分)

子どもの人権110番
☎0120-007-110(平日8時30分～17時15分)

女性の人権ホットライン
☎0570-070-810(平日8時30分～17時15分)

外国語人権相談ダイヤル
☎0570-090911(平日9時～17時)